

# 令和3年定例第3回市議会会議録(第3日)

令和3年9月22日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美			

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

16番 牛嶋 利三

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	財政課長	大坪康春
副市長	宮寄敬介	健康づくり課長	田中聡美
教育長	待鳥博人	福祉事務所長	末吉建
監査委員	平井常雄	環境衛生課長	松尾和久
総務部長	西山俊英	農林水産課長	宮崎眞一
市民部長 兼市民課長	盛田勝徳	商工観光課長	猿本邦博
保健福祉部長	松尾博	上下水道課長	甲斐田裕士
環境経済部長	坂田良二	学校教育課長	北嶋淳一郎
建設都市部長	松尾武喜	建設課長	城戸邦宏
教育部長	藤吉裕治	都市計画課長	前原俊也
消防長	北嶋俊治	財政課長補佐 兼財政係長	松尾郁代
総務課長	椛嶋晋治	都市計画課長 補佐兼住宅 政策係長	坂本生治
秘書広報課長	久保井千代	建設課道路係長	小川仁
企画振興課長	木村勝幸	建設課水路係長	松尾充孝

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第2号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- (3) 認定第3号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第4号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第5号 令和2年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第6号 令和2年度みやま市上水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- (7) 認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定について
- (8) 議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (10) 議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について
- (11) 議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について
- (13) 議案第39号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第6号）
- (14) 議案第40号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (15) 議案第41号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第7号）
- (16) 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- (17) 閉会中の継続調査の申出について

---

午前9時31分 開議

○副議長（宮本五市君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

牛嶋議長につきましては、欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

なお、議案第41号及び発議第5号が追加議案として提出されておりますので、御報告いたします。

日程に先立ちまして、6番末吉達二郎君から9月8日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配りました発言取消しの申出書に記載しております部分を取り消したいとの申出がっております。末吉達二郎君の発言を許します。6番末吉達二郎君。

**○6番（末吉達二郎君）**

9月22日発言取消しの説明です。

お手元に配付しております発言取消書のとおり、令和3年9月8日会議における私のふるさと納税でノリ養殖漁業等の活性化の質問における発言のうち、紹介した新聞で、個人に対する不適切な部分があったので、発言取消しについて議会において許可されるよう、会議規則第65条の規定により申出を行うものであります。御理解の上、許可いただきますようお願いいたします。

**○副議長（宮本五市君）**

お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、末吉達二郎君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

**日程第1～第7 認定第1号～認定第7号**

**○副議長（宮本五市君）**

日程第1．認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、  
日程第7．認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本7件については、決算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めます。村上決算審査特別委員会副委員長。

**○決算審査特別副委員長（村上義徳君）（登壇）**

おはようございます。令和2年度決算審査についての特別委員会委員長報告、令和3年9月22日、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について御報告をいたします。

本決算審査特別委員会に付託されました案件は、認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件であります。

審査の方法については、14名で構成する全体の委員会と各常任委員会で構成する分科会を設置し、予算審査段階で明らかにされたところと実質執行結果はどうであったか、期待された行政効果が達成されたかなど、当該年度限りではなく将来の展望に立った総合的な審査を心がけ、慎重な審査を行いました。

本特別委員会の開催は9月7日、13日、14日、21日の4日間、分科会は9月15日、16日、17日の3日間にわたって開催、分科会では、それぞれの所管に属する歳入歳出決算の審査を行い、全体会議等では、全会計の歳入歳出決算の審査及び意見の取りまとめ等を行いました。

一般会計としては、令和2年度歳入決算額27,099,236,751円、歳出決算額26,352,722,362円で、歳入歳出差引額は746,514,389円、実質収支は598,125,989円の黒字となっております。

なお、一般会計の基金総額は9,325,881,779円、市債総額は22,060,447,176円となっております。

一般会計と4特別会計を合わせた歳入合計額は38,629,880,063円、歳出合計額は37,398,750,035円、歳入歳出差引額は1,231,130,028円、実質収支は1,082,741,628円の黒字となっております。

なお、審査の中で各委員から指摘があったものについて、特に重要であると思われるものについて申し上げます。

まず、全体的事項として、1. 決算の状況及び決算審査特別委員会の指摘事項を踏まえ、適正な予算編成に努めること。

2. 予算の執行に当たっては、不用額の減少に努め、引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

次に、一般会計について申し上げます。

1. 税の徴収については努力が認められるが、今後も不公平が生じないよう取組の強化を図ること。

2. 不動産の売却に当たっては、関係部署との連携を図り、取得者に不必要な負担が生じないよう努めること。

3. 各施設の管理については、施設管理委託の在り方も含め、適正な管理に努めること。

4. 自主防災組織設立支援事業補助金については、地域の実情に即し、より有効的な活用を図ること。

5. 不要な行政財産については、早急に処分を図ること。

6. 国、県の補助事業を活用し、農漁業等の振興を図ること。あわせて、第1次産業の支援充実を図ること。

7. 有害鳥獣による農作物被害防止のため、駆除員の増員、育成を図ること。

8. 6次産業化については、引き続き商品化に向けて積極的に推進すること。

9. 水門等の施設の維持管理に努めること。あわせて、操作人の育成を図ること。

10. 災害復旧や地元からの工事要望については、関係者と協議しながら、丁寧に対応すること。

11. 定住促進住宅山川団地の入居者増加に向けた方策を検討し、さらなる定住促進を図ること。

12. 学習用情報端末（タブレット）については、学校における情報モラル教育に努めるとともに、保護者と児童生徒間でも活用ルールを確認し、正しい活用を行うこと。

13. 外部指導者が必要以上に負担や責任を感じることはないよう、地域人材の積極的な登用を含め、活用の在り方を検討すること。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

1. 税の徴収については努力が認められるが、さらなる徴収率の向上に努め、安定した事業運営に努めること。

2. 被保険者の健康保持のため、特定健診の受診率向上のためのさらなる取組に努めること。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1. 介護予防事業については、コロナ禍においても事業内容等を工夫し、実施に努めること。

2. 避難行動要支援者管理システムについては、市役所において台帳管理されているが、地域における避難支援においては、行政区長、民生委員及び自主防災組織等と連携し、実効性のあるものにする。

以上、本決算審査特別委員会での審査経過及び全体指摘事項、一般会計指摘事項、特別会計指摘事項について申し上げますが、委員会としては、認定第1号 令和2年度みやま市

一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定についてまでの7件は、いずれも原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○副議長（宮本五市君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡潔明瞭に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行います。

まず、認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、認定第1号 令和2年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、認定第2号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、認定第3号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、認定第4号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）



討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、認定第5号 令和2年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

認定第6号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、認定第6号 令和2年度みやま市上水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり原案可決及び認定されました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、認定第7号 令和2年度みやま市下水道事業決算の認定に

については、委員長報告のとおり認定されました。

## 日程第8 議案第34号

### ○副議長（宮本五市君）

日程第8．議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
吉原総務常任委員会委員長。

### ○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は9月16日、西山総務部長、椛嶋総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、いわゆるマイナンバー法の規定に条ずれが生じたため、当該法律を引用しているみやま市個人情報保護条例及びみやま市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を改正し、併せて特定個人情報の情報提供等記録の訂正を行った際の通知先の所管大臣の変更など、所要の改正をするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

### ○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、議案第34号 みやま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

**日程第9 議案第35号**

**○副議長（宮本五市君）**

日程第9．議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は9月16日、西山総務部長、梶嶋総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、行政手続等の簡素化推進と市民の負担軽減、利便性の向上のために実施する押印、署名の見直しに伴い、みやま市固定資産評価審査委員会条例及びみやま市火入れに関する条例の2条例について整理する必要があるため、条例を改正するものです。

委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○副議長（宮本五市君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、議案第35号 みやま市押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

**日程第10 議案第36号**

**○副議長（宮本五市君）**

日程第10. 議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

吉原総務常任委員会委員長。

**○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は9月16日、盛田市民部長、河野税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、時限法であった過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が新たに制定されたことに伴い、本条例を制定するものです。

条例の主な内容は、過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進区域内において、事業用の設備を取得等した者への市税の課税免除について、これまでの対象業種であった製造業、

農林水産物等販売業、旅館業に加え、情報サービス業等を新たに追加するとともに、対象となる設備等の取得価額要件の引下げなど、必要な事項を定めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第36号 みやま市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく市税の課税免除に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第11 議案第37号

○副議長（宮本五市君）

日程第11. 議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。中島産業建設常任委員会委員長。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業建設常任委員会委員長の報告を申し上げます。

議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、9月15日に坂田環境経済部長、猿本商工観光課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、固定資産税を課税免除する対象施設の設置期限について、これまでの基本計画の同意日から起算して5年以内に当たります令和4年9月28日から約半年間延長し、令和5年3月31日までとするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○副議長（宮本五市君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（宮本五市君）**

異議なしと認めます。よって、議案第37号 みやま市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の一部を改正する

条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

## 日程第12 議案第38号

### ○副議長（宮本五市君）

日程第12. 議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件については、総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

吉原総務常任委員会委員長。

### ○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は9月16日、西山総務部長、木村企画振興課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末で失効し、4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、新たに令和3年度から令和7年度を計画期間とする、みやま市過疎地域持続的発展計画を策定するため、議会の議決を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

### ○副議長（宮本五市君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第38号 みやま市過疎地域持続的発展計画の策定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

#### 日程第13 議案第39号

○副議長（宮本五市君）

日程第13. 議案第39号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第39号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第40号

○副議長（宮本五市君）

日程第14. 議案第40号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。



議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第40号 令和3年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第41号

○副議長（宮本五市君）

日程第15. 議案第41号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。それでは、本日、追加提案いたします議案は、議案第41号の1件で、令和3年度みやま市一般会計予算の補正をお願いするものでございます。

それでは、議案第41号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和3年8月の大雨に伴う経費につきまして、追加補正をお願いするものでございます。

令和3年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算にそれぞれ308,382千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24,120,645千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は、歳出予算の災害復旧事業に連動して、3つの事業の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書7ページからでございます。

16款1項1目. 災害救助費負担金7,923千円は、災害救助法の適用によります住宅応急修理等に係る経費や避難所運営経費に対する県の負担金でございます。

次に、予算書8ページ、19款2項10目の災害対策基金繰入金は、災害復旧事業の財源として50,000千円を繰り入れるものでございます。

続いて、9ページ、20款1項1目. 前年度繰越金55,159千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

次に、予算書10ページ、22款1項7目の災害復旧債につきましては、歳出予算と連動し、それぞれ市債を追加いたしております。

続いて、歳出予算につきまして御説明いたします。

予算書11ページからでございます。

3款4項1目の災害救助費は、今回の大雨による被災者への支援として、避難所施設の使用料1,274千円のほか、被災住宅の応急修理に係る費用を助成する、被災住宅応急修理援助費5,370千円及び災害見舞金1,500千円などを計上いたしております。

次の災害対策本部費14,609千円は、避難所運営に係る職員手当のほか、消防団員費用弁償4,149千円などを追加補正するものでございます。

次に、予算書12ページをお願いいたします。

11款1項1目、農業用施設単独災害復旧事業費は、今回の大雨により被災した農道、水路等の測量設計委託料16,000千円、機械等借上料45,000千円などを追加いたしております。

また、2目の林道施設災害復旧事業費も同様に、測量設計委託料37,000千円、機械等借上料18,000千円などを追加いたしております。

次に、3目の農地災害復旧事業費は、農地災害に係る測量設計委託料15,000千円のほか、復旧に必要な材料を支給するための原材料費1,500千円、生産者自身による復旧費用の一部を助成する小規模農地災害復旧事業費補助金16,000千円を計上いたしております。

次に、予算書13ページ、11款2項1目の公共土木施設単独災害復旧事業費は、道路等の測量設計委託料85,000千円、復旧に係る機械借上料35,000千円などを計上いたしております。

次の公営住宅災害復旧事業費は、下小川団地の集会場が冠水したことに伴い、補修工事費1,200千円を追加いたしております。

最後に、予算書14ページ、11款3項1目の学校施設災害復旧事業費は、今回の大雨に伴う瀬高中学校給食室の雨漏り補修工事費1,300千円を計上いたしております。

なお、詳細な内容につきましては、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○副議長（宮本五市君）**

質疑を行います。質疑はありますか。12番壇議員。

○12番（壇 康夫君）

それでは、ちょっとお尋ねしたいんですけど、資料の5ページあたりを見ていただければ、県支出金とか繰入金、繰越金、市債というふうで、歳入が308,382千円というふうになっています。当然、私の地元の東山地区でいいますと、山中の公民館の上、女山の納骨堂の上、本吉の保育園の上とか、いろんなところで今回、かなりひどい災害が出ています。私有地も、個人の所有もありますので、なかなか対応しづらいとは思いますが、この費用で今回、当然、時期的なものもあって、国からの補助が実際、入っていないわけですよ。繰越しとか一般財源、繰入金が入っていますが、その辺、国からの補填がどのくらいあって、一般財源を使用しなくて済むのか、また、住民の方にも負担をかけないような対応が市としてどこまでできるのか、その辺、財源のもとをちょっと教えてください。今後の話になると思いますけどね。分かる範囲で結構ですよ。

○副議長（宮本五市君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

おはようございます。財源の件だと思います。

今回、追加補正をいたしております分については、ちょっとまだ補助事業に絡む部分が全然出ておりません。単独事業だけでございます。今後、設計等を今回、追加補正をお願いしておりますけれども、ある程度設計が見えた段階で復旧の補助事業分、国の補助金とか入ってくる分をまたお願いするような形でいこうかと思っております。今回はちょっと単独分だけとなっておりますので、市債と基金の繰り入れのみで財源を補填しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

壇議員。

○12番（壇 康夫君）

当然、今まで国からの最終的な補填というか、助成金が入ってくるとは思いますが、今後、その辺、測量が終わった段階でどの部分が幾らというふうに数字的に出てくると思います。もし分かれば、過去の経緯からして、このくらい、例えば70%は出るよと、激甚指定を受けたという報道もありますし、その辺、率でも結構ですから、大体どのくらいというの

が分かれば。もう分からなければ結構ですけど、ぜひそこが、アバウトで結構です。

○副議長（宮本五市君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

ちょっと今年度については、まだ分からないというのが正直なところですよ。昨年度、令和2年度におきましては、例えば農林施設、水路とか農道あたりは、当初3分の2の補助率であったのが、補助率としては95%程度まで激甚関係で上がったということになっています。公共施設、道路関係については、これも当初は3分の2の補助率でございました。こちらは令和2年度はあまり上がらなかったと、数%ほど補助率が上がったという程度でございました。

ただし、補助金の裏といいますか、一般財源の分については、補助災害という市債が発行できます。こちらは交付税措置がかなり有利な市の借金ができますので、そちらで財源を穴埋めしているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

壇議員。

○12番（壇 康夫君）

大体70%以上が出ると、マックスの95%というのがありますよね。今後、測量が終わった段階でその辺、国とも交渉しながらでしょうけど、ぜひ住民の方の負担が極力減るような形でぜひ対応していただければと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。村上議員。

○3番（村上義徳君）

学校施設災害復旧事業で、瀬高中学校給食室の補修工事ということですがけれども、既に2学期が始まっておりますけれども、学校給食等への影響、あるいは、使いながらの補修になるのか、そのところをちょっと説明をお願いします。

○副議長（宮本五市君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

私のほうからお答えいたします。

今回、長雨によりまして、屋根にたまった水が漏れていたということで、今回の補修は、そこに屋根をつけて、雨が入ってこないという形を取っていきたいというふうに考えておるところでございます。

工事につきましては、学校の授業等には影響はないかなというふうに考えております。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

ほかにありませんか。前原議員。

**○8番（前原武美君）**

今回の災害の補正の中で見てみますと機械借上料が多いようですが、今回の長雨によります災害報告を受けていますと、道路等の全損があつております。こういった分はこの災害復旧の中でされると思うんですが、災害復旧の中で応急仮工事がございます。これは補助対象になりますが、じゃなくて今、財政課長からありました一般の補助対象外で単独ということで今、説明がありましたが、じゃ、こういった機械借上げは単独で一般会計から出すということになりますと、さっき言います災害復旧の中で適用される仮復旧工事ですね、これは補助対象になりますので、そういった分を見込んであるのか、今後、そういった箇所を補正で追加されるのか、お聞きしたいと思います。

**○副議長（宮本五市君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

私のほうからお答えさせていただきます。

前原議員さんおっしゃったように、応急仮工事につきましては補助対象になるというふうに理解をしております。

今回、単独災害の部分だけでございますので、また今後、補正等を活用して、補助事業の分は計上させていただきたいというふうに考えておりますので、今回の分は応急仮は含んでいないというふうに理解をお願いいたします。

以上でございます。

**○副議長（宮本五市君）**

前原議員。

○8番（前原武美君）

じゃ、今回の大雨では、そういった応急仮復旧をする箇所はなかったということですかね。写真とかで見せていただいて、私も現地に行ったんですが、全損とかありますが、それはあくまでも今回の機械借上げで仮復旧ということで済ませるということですかね。

○副議長（宮本五市君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

仮設道路の工事等は林道災害復旧工事、これで予定をしているところでございます。

今、そこに活用する土砂等がかなり7,000立米近く必要だというふうに考えているところでございます。この計上は後ほどの補正で計上させていただきたいというふうに考えておりますが、今は機械借上げ等を利用しまして、そこに必要な土砂、それをそこへ運搬しているような状況でございます。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

前原議員。

○8番（前原武美君）

私は全体的にお聞きしたんですけど、それは結構です。

ですから、今、言いましたように、そういった適用される部分がございますので、極力大変でしょうが、そういった補助対象になるのはしていただいて、今回、災害救助法適用になっておりますので、その分の財政支援はあると思うんですが、なるべくならばそういった適用される分はやっていただきたいということで終わります。

○副議長（宮本五市君）

ほかにありませんか。末吉議員。

○6番（末吉達二郎君）

資料で3ページあたり、災害復旧で、産業建設で現場を視察に行ったんですけど、その中で、去年の豪雨でのり面をきちっと工事完了、竣工まで検査しているのが再度崩れていると。これは別に施工が悪いとかそういう意味じゃなくて、もう想定を超えるような雨量というものが発生しているから、そこら辺の基準も、これは市だけでは無理かもしれませんが、あ

る程度基準を設けないと1回多大な金を去年かけているのが壊れているというような状況もあるので、これはすぐできないとは思いますが、そこら辺を念頭に置いて災害復旧をしていただきたいと思いますけど、そこら辺はどうでしょうかね。所管のほうでいいです。

**○副議長（宮本五市君）**

城戸建設課長。

**○建設課長（城戸邦宏君）**

お答えさせていただきます。

令和2年の7月豪雨の災害で被災しましたところ、かなり大きなり面の被災でございましたけれども、また今回、議員も御指摘いただいたように、やはり累計1,000ミリほどの大雨によってまた被災をしてしまったというふうな状況でございます。できるだけ同じ箇所での災害は私たちも避けたいところでございますけれども、これはもう今回のこの相当量の雨量が毎年のように続いているというふうな状況でございますので、できるだけ先ほどの質問でございましたように、補助を活用しながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（宮本五市君）**

末吉議員。

**○6番（末吉達二郎君）**

いろいろ工面しながら助成制度を使いながらやってあるということは十分分かっております。大変努力されております。今、10年に一度とか、20年に一度という災害と言いながらも毎年起こっていくという中で、やっぱりそこら辺も着目する今の現状じゃないかと思っておりますので、その点はいろいろ課題があると思えますけど、そこも一応、着目しながら今後進めてください。

以上です。

**○副議長（宮本五市君）**

ほかに。瀬口議員。

**○11番（瀬口 健君）**

資料の3ページの災害見舞金ですね。これを見ますと、1ページのほうに、災害見舞金1,500千円の半壊50千円、準半壊40千円ということになっておりますが、これに尽きるだけ

を記載しちゃつとですかね。ほかにどういうふうな判断でこの1,500千円やったかな、全壊、半壊か、それだけの費用ですか。

○副議長（宮本五市君）

末吉福祉事務所長。

○福祉事務所長（末吉 建君）

改めまして皆様おはようございます。瀬口議員さんの御質問にお答えいたします。

災害見舞金1,500千円のこの内訳でございますけれども、半壊分、これを6件分計上させていただいております。それから、準半壊分を25件、これに加えて、直接大雨災害に伴うものではございませんけれども、火災による見舞金の分を4月に数件ありまして、少なくなっておりますことから、この分を2件分の200千円補正させていただきまして、合わせて1,500千円というふうな内容になってございます。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

瀬口議員。

○11番（瀬口 健君）

分かりました。

これに担当課が違うかもしれませんが、建設課のほうではこういう見舞金等は全く関係なかったですかね。何でもこういうことを言うかということ、以前、本郷の激甚災害の際、非常にこの見舞金のことで住民の方から苦情が来たということを申し上げたと思うんです。そのときの基準が床上までやったですたいね。御存じですかね、御存じない。床上までが対象やったんですよ。そういうことで見舞金を出された。今回は、建設課のほうでそういう対応はしていないのか、今の担当課のほうでもそういうのは全く見ていないのか、そこをちょっとお聞きしたいんですが。

○副議長（宮本五市君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えさせていただきます。

先ほどの見舞金の件でございますけれども、建設課のほうで見舞金をお出しすることは、私はないというふうに考えております。



以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

末吉福祉事務所長。

○福祉事務所長（末吉 建君）

災害見舞金の福祉事務所でお支払いしている分でございますけれども、こちらにつきましては床上浸水以上が対象となっておりまして、床下浸水の分については該当しないという形になってございます。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

瀬口議員。

○11番（瀬口 健君）

以前の激甚災害は総務のほうで見舞金を出したんですかね。向こうがなかって言うけんですね。もう3回目けんがそれは後で教えてください。

あの当時、非常に議会のほうからも指摘があって、床下の方から非常に苦情が出たですたいね。何でもかという、フローリングで床下に土砂が入ったときに、非常に苦勞されて土砂を取り除かれておるわけです。個人個人でバキュームカーとかを借りて、何万円、何十万円と払って改良されておるわけですけどね。

そういうふうなことを議会のほうから申し上げたと私は記憶しておりますが、そこら辺の指摘された件についての今までのここ毎年こういう災害が起きているわけですが、そのときの指摘された分は今、継続して審議をされておるのかどうかですね。

簡単に見舞金云々でされておるんですが、床下まで検討しますという報告があつったわけですね。前市長のときですよ、これは激甚災害ですから。そういうのが生かされているのかどうか。もう単に床上だけがぱっと基準をつくって、これは見舞金に該当しますね、はい、床下、これは該当しませんねというようなことが今、進んでいるような気がします。

以前、こういうことで議会のほうから指摘しておるんですが、それを今後とか今までそういったことを考えてあるのかどうかですね。いや、考えてきてあつたのか、考えてきながらも床上だけにされたのか。今後、そういう床下まで考えていこうという考え方はないのかどうか、最後でございますので、的確にお答え願いたいというふうに思います。

これも先ほど壇議員さんもおっしゃったように、今後の件につながっていきますので、お

願います。

○副議長（宮本五市君）

宮寄副市長。

○副市長（宮寄敬介君）

瀬口議員さんのただいまの御質問にお答えいたします。

昨年度、災害が発生した際に、見舞金の見直しをいたしました。今年も災害救助法の適用はあっておりますが、基本的に法律の立てつけというものが、避難所に避難された方が自宅に帰れるようにというのが公的支援の原則となっておりますのでございます。

そういったことを含めまして、昨年度、見舞金の見直しをする際に、一応、床上の分をどういう形でもう一回整理をするかというところで整理をさせていただいているところでございます。

実際、今のお話も、昨年度、議会のほうでもお話しいただいたというふうに私のほうも覚えております。床下の分について公的支援をどうしていくかというのは、なかなか国全体としても難しい問題として、今のところ整理が難しいところでございます。

実態、いろいろ床下の分について公的支援が可能かどうか、その辺りについては、今後も他市の状況等を含めて情報収集して、いいやり方があればまた引き続き情報収集をして検討とかをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（宮本五市君）

ほかにないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第41号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（宮本五市君）

起立多数です。よって、議案第41号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり認定されました。

ちょっと続けていきますので、ようございますかね。

#### 日程第16 発議第5号

○副議長（宮本五市君）

日程第16. 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

事務局長より朗読いたします。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中裕樹君）

〔朗読省略〕

○6番（末吉達二郎君）

ここで、提出議員の説明を求めます。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明をしたとおりでございます。皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（宮本五市君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

発議第5号は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方  
税財源の充実を求める意見書は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 閉会中の継続審議の申出について

○副議長（宮本五市君）

日程第17. 閉会中の継続審議の申出についてを議題とします。

各委員会から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定に  
よって、お手元に配付しておりました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすること  
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすること  
に決定しました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで  
閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知  
おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年定例第3回市議会を閉会します。

午前10時47分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会副議長 宮 本 五 市

みやま市議会議員 森 弘 子

みやま市議会議員 村 上 義 徳